昨年、受講された方も 最新の内容をご確認下さい!

## インボイス制度開始で影響を受ける中小・小規模事業者の皆様へ

# インポイス制度 スタート後の実務対応

### 

### 1.インボイス制度導入後の会計処理

- ・消費税の経理処理
- ・帳簿や請求書等の記録と保存
- ・帳簿の記載の仕方
- ・個別事例と会計処理及び税務調整
- ・「新経理通達」Q&Aの事例(一部抜粋)

### 2.税額計算

- ・納付すべき消費税額の計算方法
- ・売上税額の計算方法
- ・仕入税額の計算方法
- ·計算方法の選択

### 3.申告書の作成

- ・インボイス制度下の消費税申告書の書き方
- ・インボイス制度に対応した設例別の 消費税申告書の計算・記載方法
- ・2割特例用の消費税確定申告書
- ・令和6年度消費税法改正による見直し

### 4.その他補足情報

・会社ごとで生じる処理について

# 【**2** 月 【 <sub>□(水)</sub> 14:00~16:30

昨年10月よりインボイス制度が開始しました。制度導入後、会計処理や仕入れ税額控除等の実務対応をされているかと存じますが、法改正の部分と現状の実務対応に誤りが無いか不安だと考える方の声も多く聞きます。本セミナーでは、令和6年度消費税法改正点も踏まえながら、今行っている実務対応に誤りがないのか見直しの点も含めて分かりやすく解説します。

〈講師プロフィール〉

ほし ただし

# 星叡氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問税理士 行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在はインボイス、電子帳簿保存法の実務対応や誰もが避けて通れない相続をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。



# (主催) 船橋商工会議所

担当:商業振興課 阿相·中島

TEL:047-435-8211

◆会場 船橋商工会議所 5階 503 号室 (船橋市本町 I-10-10)

- ◆受講料 無料 (会員·非会員問わず)
- ◆定員 30 名 (先着順) ◆対象者 中小·小規模事業者

<お申し込み方法> FAXまたは当所ホームページょりお申込みください。

URL: https://www.e-funabashi.com/archives/news/jigyoukannkyou12-11



|2/||(水)開催『インボイス制度のスタート後の実務対応』 受講申込書

船橋商工会議所 商業振興課 行 ⇒ FAX:047-434-9559

事 業 所 名		TEL			
メールアドレス		FAX			
受 講 者 名	(複数の	(複数のご参加可能)		•	非会員